

証券コード 4415
2026年3月9日

株 主 各 位

大阪府大阪市北区太融寺町5番15号
梅田イーストビル9階
株式会社ブロードエンタープライズ
代表取締役社長 中西良祐

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://broad-e.co.jp/ir/stock/meeting/>
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、内容をご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4415/teiiji/>



ご出席に代えて、電磁的方法（インターネット）又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年3月23日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月24日（火曜日）午後1時（受付開始午後0時30分）
2. 場 所 大阪府大阪市北区堂山町3-3
日本生命梅田ビル 5階 AP大阪梅田東
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第26期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項のうち次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記（1頁）の当社ウェブサイト及び株主総会資料 掲載ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://broad-e.co.jp/ir/stock/meeting/>）にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年3月24日（火曜日）午後1時（受付開始 午後0時30分）

インターネットで議決権を行使される場合

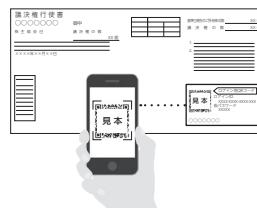


議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)
画面の案内に従って賛否をご入力ください。



行使期限 2026年3月23日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取っていただくか、議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」によりログインしていただき、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年3月23日（月曜日）午後5時30分到着分まで

- ※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

事業報告

(2025年 1月 1日から)
(2025年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）の我が国経済におきましては、緩やかな回復基調が続く一方で、米国との関税摩擦が継続的に意識され、対米輸出の伸び悩みや企業の設備投資の慎重姿勢が一定の影を落としております。夏以降は世界的な景気減速懸念やエネルギー価格の変動により物価動向が不安定化し、実質賃金の伸び悩みから個人消費の回復は限定的となりました。雇用は人手不足を背景に底堅く推移し、一部で賃上げの動きが見られるものの、景況感の不透明さは依然として解消されておらず、先行きには注意が必要な状況が続いております。

当社を取り巻く業界におきましては、都市部での再開発や海外資本の流入により新築価格が上昇する一方で、中低価格帯における空室リスクが課題となっております。地方ではリモートワークの定着やインフラ整備の進展により郊外需要が堅調に推移しております。若年層の流入が見られるエリアではリノベーション需要が高まり、高齢化が進む地域ではバリアフリー化や医療連携型の用途転換ニーズが顕在化しています。省エネ義務化に伴う改修需要は増加しているものの、補助金制度や施工体制の地域差が存在します。

約900万戸超の空き家問題は引き続き重要な社会課題であるものの、短期賃貸や高付加価値リノベーション、福祉用途への転用といった活用機会も拡大しております。インバウンド需要はワクチン後の回復基調を受けて高水準を維持しており、地方の宿泊需要が増加しましたが、繁忙期の運営負荷や規制対応、労務確保が運営上の課題となっております。民泊・宿泊領域では、管理体制の強化やAI等のデジタル技術導入が一層重要になっています。

このような環境の下、当社は事業用不動産を利用者にとって魅力的な物件とすることで入居率および賃料の改善を図り、最大の強みである債権流動化を活用した初期導入費用ゼロ円プランを中核に、各事業で新規顧客・販売代理店の獲得、管理会社や既存顧客との連携強化を推進し、不動産オーナー様のキャッシュ・フロー最大化に貢献してまいりました。また、賃貸マンションのみならず戸建て住宅やビル・テナント、シェアハウス、民泊などの宿泊施設、福祉施設や分譲住宅に対しても初期導入費用ゼロ円プランと既存商材を組み合わせた提案を拡大し、着実に案件獲得を進めております。

マンション向け高速インターネット「B-CUBIC」におきましては、新規顧客・パートナー企業の獲得及び連携強化を推進した結果、受注件数は順調に推移しております。

IoTインターフォンシステム「BRO-LOCK」におきましては、「BRO-ROOM」「BRO-

WALL」事業へ注力したため新規対応を限定的に行いご要望があった場合のみ対応したことにより、売上高は前年比で減少となりましたが、事前に想定していた通りの推移となっております。

内装リノベーション「BRO-ROOM」におきましては、販売代理店の獲得と強化、民泊施設転用案件の獲得を主眼に置き、リフォーム会社や民泊運営代行会社との連携を強め、案件数の増加と受注単価向上に注力してまいりました。その結果、前年同期を大幅に上回る受注を獲得し、持続的な売上成長を続けております。

外壁塗装・大規模修繕工事「BRO-WALL」におきましては、既存の管理会社との連携を強め、拡販に注力した結果、前年同期を大幅に上回る受注を獲得し、主力事業の一つへと変遷を遂げております。

以上の結果、当事業年度における売上高は7,413,568千円（前事業年度比57.8%増）、営業利益は977,807千円（前事業年度比32.4%増）、経常利益は770,299千円（前事業年度比36.6%増）、当期純利益は416,997千円（前事業年度比20.5%増）となりました。

なお、当社はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資（無形固定資産含む）の総額は106,636千円であります。主なものは、新規事業に関する内装工事等に対するものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、債権流動化により2,100,000千円、金融機関からの借入として1,800,000千円の調達等を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 23 期 (2022年12月期) | 第 24 期 (2023年12月期) | 第 25 期 (2024年12月期) | 第 26 期 (当事業年度) (2025年12月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 2,992,972 | 3,957,774 | 4,697,147 | 7,413,568 |
| 経 常 利 益 (千円) | 125,780 | 363,342 | 564,001 | 770,299 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 77,761 | 327,914 | 346,004 | 416,997 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 13.37 | 56.02 | 57.03 | 68.17 |
| 総 資 産 (千円) | 5,640,813 | 7,279,313 | 7,950,757 | 10,768,982 |
| 純 資 産 (千円) | 514,745 | 859,306 | 1,207,579 | 1,627,361 |
| 1 株当たり純資産額 (円) | 88.13 | 141.70 | 197.47 | 264.55 |

(注) 当社は、2023年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。
- ③ 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後も空き家問題は重要な社会課題として続くと見込まれ、既存不動産の価値向上へのニーズは一段と高まっております。特に、居住・賃貸の競争力を左右する外装・内装の修繕・リノベーションへの関心が強まり、省エネ・バリアフリー化やサステナブルな設計を組み合わせた付加価値創出が重要性を増しています。

当社は、外装・内装の修繕とリノベーションを中核施策として優先的に取り組むことで、空き家や稼働率低下といった不動産オーナー様の課題を解決してまいります。具体的には、「BRO-WALL」「BRO-ROOM」を通じた大規模修繕・改修およびリノベーション案件の拡大に注力するとともに、「B-CUBIC」「BRO-LOCK」によるインフラ整備・IoT連携を組み合わせることで、入居率・賃料改善につながるトータルソリューションを提供してまいります。また、当社の強みである初期導入費用ゼロ円のファイナンススキーム「BRO-ZERO」を積極的に活用し、導入障壁を低くすることで戸建・分譲・ビル等の幅広い市場への展開を加速します。加えて、不動産経営の収支改善に資するAIをはじめとする分析・自動化ツールの開発を推進し、修繕・リノベ実行後の効果測定や運用最適化を支援してまいります。

これらの取り組みにより、当社は短中期での案件獲得と収益性向上を図るとともに、中長期的には事業規模の拡大と企業価値の向上を実現してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

| 事業区分 | 事業内容 |
|---------------|--|
| インターネットサービス事業 | <ul style="list-style-type: none">・マンション向け高速インターネット『B-CUBIC』の販売・IoT (Internet of Things) インターフォンシステム『BRO-LOCK』の販売等・内装リノベーション『BRO-ROOM』の販売・外壁塗装・大規模修繕『BRO-WALL』の販売 |

(6) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

| | | |
|---|---|--|
| 本 | 社 | 大阪府大阪市北区 |
| 支 | 社 | 西日本第一支社：大阪府大阪市北区 東日本第一支社・第二支社：東京都中央区 西日本第二支社：福岡県福岡市博多区 |

(7) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

| 事業部門の名称 | 従業員数 |
|--------------|---------|
| コンサルティング事業本部 | 43 (4)名 |
| 施工業務部 | 58 (5) |
| 総務部、経理部、他 | 26 (-) |
| 合計 | 127 (9) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート及び人材会社からの派遣社員）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため事業部門別に記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-------------|-------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,600,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 800,000千円 |
| 株式会社紀陽銀行 | 761,731千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 750,010千円 |
| 株式会社山陰合同銀行 | 300,000千円 |

2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 19,072,000株

(2) 発行済株式の総数 6,145,000株

(3) 株主数 3,191名

(4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|------------------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 デ ィ ー ア イ | 3,340千株 | 54.36% |
| 中 西 良 祐 | 1,042 | 16.96 |
| 吉 岡 裕 之 | 86 | 1.40 |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社 (共 有 口) | 51 | 0.83 |
| 株 式 会 社 グ ロ ー バ ル | 44 | 0.73 |
| 中 西 美 津 代 | 32 | 0.52 |
| 柏 木 拳 志 | 29 | 0.47 |
| 神 藤 真 沙 志 | 26 | 0.42 |
| 上 田 大 介 | 25 | 0.41 |
| 山 本 和 生 | 25 | 0.41 |

(注) 持株比率は、自己株式 (306株) を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第 3 回 新 株 予 約 権 | | 第 4 回 新 株 予 約 権 | |
|------------------------|---------------------|---------------------------------------|-------------------------|---|---------------------------|
| 発 行 決 議 日 | | 2023年4月14日 | | 2025年10月3日 | |
| 新 株 予 約 権 の 数 | | 5,500個 | | 120,750個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき4株) | | 普通株式 483,000株 (新株予約権1個につき4株) | |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり 231円 | | 新株予約権1個当たり 4円 | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権 1個当たり 2,224円 (1株当たり 556円) | | 新株予約権 1個当たり 4,184円 (1株当たり 1,046円) | |
| 権 利 行 使 期 間 | | 2023年5月1日から 2033年4月30日まで | | 2028年4月1日から 2035年9月1日まで | |
| 行 使 の 条 件 | | (注) 2,3 | | (注) 2,4,5 | |
| 役 員 の 保 有 状 況 | 取 締 役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 | 4,000個 16,000株 8名 | 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 | 80,000個 320,000株 8名 |
| | 社 外 取 締 役 | 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 | 1,000個 4,000株 2名 | 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 | 1,750個 7,000株 2名 |
| | 監 査 役 | 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 | 一個 一株 一名 | 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 | 一個 一株 一名 |

- (注) 1. 2023年11月8日開催の取締役会決議により2023年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより第3回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「役員の保有状況 目的となる株式数」が調整されております。
2. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を有していなければならない。
 3. 当社の2023年12月期乃至2027年12月期の5事業年度における、いずれかの連続した2期間の経常利益の合計が、25億円を超えた場合に、本新株予約権を行使することができる。
 4. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 5. その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

| | | 第 4 回 新 株 予 約 権 | |
|------------------------|--------------------------|---|----------------------------|
| 発 行 決 議 日 | | 2025年10月3日 | |
| 新 株 予 約 権 の 数 | | 120,750個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 483,000株 (新株予約権1個につき4株) | |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり 4円 | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権 1個当たり 4,184円 (1株当たり 1,046円) | |
| 権 利 行 使 期 間 | | 2028年4月1日から 2035年9月1日まで | |
| 行 使 の 条 件 | | (注) 1,2,3 | |
| 使用人等への交付状況 | 当 社 使 用 人 | 新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数 | 39,000個 156,000株 23名 |
| | 子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人 | 新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数 | 一個 一株 一名 |

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を有していなければならない。
2. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|----------|-------|--|
| 代表取締役社長 | 中西良祐 | |
| 取締役副社長 | 中西美津代 | |
| 専務取締役 | 上田大介 | コンサルティング事業本部長 |
| 常務取締役 | 金子俊二 | |
| 常務取締役 | 山口哲央 | |
| 常務取締役 | 畑江一生 | 経営企画室 室長 |
| 取締役 | 山本和生 | 提携推進室 室長 |
| 取締役 | 渡邊宗義 | 経理部 部長 |
| 取締役 | 井上北斗 | 株式会社coromo 代表取締役 株式会社SHV 代表取締役 バイオス株式会社 社外取締役 Angel Bridge Deal-by-Deal Fund6号株式会社 取締役 株式会社シナプスイノベーション 社外取締役 Animo株式会社 社外取締役 株式会社W TOKYO 社外取締役 glafit株式会社 社外取締役 WHITE CROSS株式会社 社外取締役 株式会社レスタス 社外取締役 株式会社iMAGINE-X 代表取締役 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ 社外取締役 |
| 取締役 | 木村俊雄 | |
| 常勤監査役 | 占部裕二 | |
| 監査役 | 長井完文 | 長井公認会計士事務所 所長 |
| 監査役 | 村島雅弘 | 村島国際法律事務所 代表 バンブ・アンド・オルフセン・ジャパン株式会社 代表取締役 |

- (注) 1. 取締役井上北斗氏及び木村俊雄氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役長井完文氏及び村島雅弘氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役長井完文氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役村島雅弘氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役井上北斗氏及び木村俊雄氏、監査役長井完文氏及び村島雅弘氏を(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。これにより、各氏が任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
7. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金と争訟費用が填補されます。ただし、填補については限度額を設けており、また、被保険者が法令違反を認識して行った行為等に起因した損害は填補対象外としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2025年3月25日開催の取締役会の決議により定めております。当社の取締役の報酬等は、役位、職責に基づく基本報酬と成果、業績に基づく基本報酬と成果及び当社の業績等を考慮のうえ、株主総会において承認された総額の範囲内であることとしております。決定にあたり、手続きの公正性、透明性及び客観性を確保するため、報酬諮問委員会で審議した結果を、取締役会に答申し、取締役会はその意見を尊重し審議のうえ、報酬のあり方や金額を取締役会決議により決定することとしております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績連動報酬は、最終利益（前事業年度の当期純利益）をベースに、職位ごとに定められた割合を乗じて算定しております。管理部門管掌取締役、社外取締役については適切なコーポレート・ガバナンス維持の観点から、業績連動報酬は付与しないものとしております。

③非金銭報酬等に関する事項

取締役が業績向上への意欲と士気を一層高めること等を目的として取締役に対し新株予約権を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「新株予約権等の状況」に記載の

とおりであります。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | 対象となる役員の員数 (名) |
|-----------|-----------------|---------------------|---------|----------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | |
| 取締役 | 162 | 146 | 16 | 10 |
| (うち社外取締役) | (7) | (7) | (-) | (2) |
| 監査役 | 8 | 8 | - | 3 |
| (うち社外監査役) | (4) | (4) | (-) | (2) |
| 合計 | 170 | 154 | 16 | 13 |
| (うち社外役員) | (12) | (12) | (-) | (4) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額については、2024年3月26日開催の第24期定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とすることが、監査役の報酬等の総額については、2022年3月30日開催の第22期定時株主総会において年額15百万円以内とすることが、それぞれ決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）であり、監査役の員数は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役長井完文氏は、長井公認会計士事務所の所長であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役村島雅弘氏は、村島国際法律事務所の代表であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----|--------|--|
| 取締役 | 井上 北 斗 | 当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 木村 俊 雄 | 当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、上場企業における業務執行の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 | 長井 完 文 | 当事業年度に開催された取締役会22回、監査役会13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から経営全般にわたり有用な助言を行っております。 |
| 監査役 | 村島 雅 弘 | 当事業年度に開催された取締役会22回、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から経営全般にわたり有用な助言を行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東陽監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 20百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、東陽監査法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長途上であり、更なる企業価値の向上をめざして財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先しているため、配当は実施しておりません。将来的には、財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、各事業年度の経営成績や事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針です。具体的な配当の時期は、税引後利益5億円を達成する時期を目途として、配当性向20%を目標に株主への利益還元を実施することを考えております。

なお、当社は、会社法第459条の規定に基づき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議で行うことができる旨を当社定款に定めております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 9,890,955 | 流動負債 | 7,695,955 |
| 現金及び預金 | 969,854 | 買掛金 | 710,245 |
| 売掛金 | 7,235,749 | 短期借入金 | 3,900,000 |
| 商品 | 302,294 | 1年内返済予定の長期借入金 | 855,687 |
| 貯蔵品 | 8,994 | 未払金 | 85,716 |
| 前渡金 | 141,435 | 未払費用 | 5,316 |
| 前払費用 | 652,891 | 未払法人税等 | 91,430 |
| 未収入金 | 758,174 | 未払消費税等 | 122,179 |
| その他 | 196,014 | 前受金 | 1,794,456 |
| 貸倒引当金 | △374,453 | 預り金 | 31,855 |
| 固定資産 | 878,026 | 賞与引当金 | 16,517 |
| 有形固定資産 | 415,655 | その他 | 82,551 |
| 建物 | 26,471 | 固定負債 | 1,445,665 |
| 車両運搬具 | 0 | 長期借入金 | 1,350,865 |
| 工具、器具及び備品 | 285,815 | アフターコスト引当金 | 57,077 |
| 建設仮勘定 | 103,369 | その他 | 37,722 |
| 無形固定資産 | 5,187 | 負債合計 | 9,141,620 |
| ソフトウェア | 4,997 | (純資産の部) | |
| その他 | 189 | 株主資本 | 1,625,608 |
| 投資その他の資産 | 457,183 | 資本金 | 80,045 |
| 関係会社株式 | 10,000 | 資本剰余金 | 454,874 |
| 破産更生債権等 | 10,726 | 資本準備金 | 454,874 |
| 長期前払費用 | 23,542 | 利益剰余金 | 1,090,916 |
| 繰延税金資産 | 242,132 | その他利益剰余金 | 1,090,916 |
| その他 | 181,508 | 繰越利益剰余金 | 1,090,916 |
| 貸倒引当金 | △10,726 | 自己株式 | △228 |
| 資産合計 | 10,768,982 | 新株予約権 | 1,753 |
| | | 純資産合計 | 1,627,361 |
| | | 負債純資産合計 | 10,768,982 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 7,413,568 |
| 売上原価 | 4,450,093 |
| 売上総利益 | 2,963,474 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,985,666 |
| 営業利益 | 977,807 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 1,381 |
| 受取配当金 | 2,867 |
| 受取手数料 | 240 |
| その他 | 960 |
| 合計 | 5,449 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 58,829 |
| 支払手数料 | 50,968 |
| 債権売却損 | 92,035 |
| その他 | 11,125 |
| 合計 | 212,958 |
| 経常利益 | 770,299 |
| 税引前当期純利益 | 770,299 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 91,642 |
| 法人税等調整額 | 261,659 |
| 当期純利益 | 416,997 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社ブロードエンタープライズ
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

| | | |
|----------------|-------|--------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 川越 宗一 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 重松 あき子 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブロードエンタープライズの2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査役の意見（異なる監査意見がある場合）

特に無し

4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

特に無し

2026年2月20日

株式会社ブロードエンタープライズ 監査役会

常勤監査役 占 部 裕 二 ㊞

社外監査役 長 井 完 文 ㊞

社外監査役 村 島 雅 弘 ㊞

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、主要需要が東京に集中している現状を踏まえ、資金調達機会拡大と投資家との対話促進を図るため本社を東京へ移転し、迅速な意思決定と経営基盤の強化を実現します。本店移転に伴い、定款の本店所在地を大阪市から東京都中央区に変更するものであります。なお、本変更については、本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設け、さらに当該附則は本店移転後の効力発生日経過後に削除するものとしたします。
- (2) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (3) 上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(8) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(9)～(12) (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>大阪市</u>に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(8) (現行どおり)</p> <p><u>(9) ホテル、旅館、簡易宿泊所、その他宿泊施設の経営</u></p> <p><u>(10) 住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業等に関する事業およびこれらの運営代行業務</u></p> <p><u>(11) トレーラーハウス等の製造、販売、輸出入およびレンタル</u></p> <p><u>(12) 古物営業法に基づく古物商</u></p> <p><u>(13)～(16) (現行どおり)</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都中央区</u>に置く。</p> <p>附則</p> <p><u>第3条 (本店の所在地) の変更は、2026年4月11日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p> |

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役 中西良祐、中西美津代、上田大介、金子俊二、山口哲央、畑江一生、山本和生、渡邊宗義、井上北斗、木村俊雄の各氏が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式数 |
|-------|--|---|--------------------|
| 1 | 中西良祐 (1974年9月21日) | 1998年12月 株式会社G・I・N入社 2000年8月 株式会社サンコミュニケーションズ入社 2000年12月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 2024年1月 アドバイザーナビ株式会社 社外取締役就任 (現任) | 4,382,000株 |
| | <p>【選任理由】 中西良祐氏を取締役候補者とした理由は、当社社長として長年にわたり経営全般に携わり、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | |
| 2 | 中西美津代 (1971年12月24日) | 1994年4月 株式会社三宝工業入社 2007年1月 株式会社ビックアップ入社 2011年6月 VOGUE株式会社 代表取締役社長就任 2012年7月 同社合併に伴い当社入社 2017年3月 当社取締役就任 2019年1月 当社取締役副社長就任 (現任) | 32,000株 |
| | <p>【選任理由】 中西美津代氏を取締役候補者とした理由は、同氏が培ってきた専門的な経営経験により、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式数 |
|-----------|--|--|--------------------|
| 3 | 上 田 大 介 (1979年12月22日) | 2000年4月 株式会社山陽地学入社 2000年12月 当社入社 2004年7月 当社コンサルティング事業本部長就任 (現任) 2022年3月 当社常務取締役就任 2024年3月 当社専務取締役就任(現任) | 25,200株 |
| | <p>【選任理由】</p> <p>上田大介氏を取締役候補者とした理由は、同氏が培ってきた専門的な経営経験により、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | |
| 4 | 金 子 俊 二 (1972年4月27日) | 2006年10月 当社入社 2012年1月 当社東日本支社 支社長 2022年3月 当社取締役就任 2024年3月 当社常務取締役就任(現任) | 15,200株 |
| | <p>【選任理由】</p> <p>金子俊二氏を取締役候補者とした理由は、同氏はこれまで東日本支社の責任者として長くその責務を果たし、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | |
| 5 | 山 口 哲 央 (1978年7月13日) | 2006年12月 当社入社 2012年1月 当社九州支社 支社長 2022年2月 当社事業推進室 室長 2022年3月 当社取締役就任 2024年3月 当社常務取締役就任(現任) | 15,200株 |
| | <p>【選任理由】</p> <p>山口哲央氏を取締役候補者とした理由は、同氏はこれまで九州エリアの責任者として長くその責務を果たし、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式数 |
|---|---------------------------------------|--|--------------------|
| 6 | はた え かず き 畑 江 一 生 (1978年5月17日) | 2001年6月 株式会社アチーブメント入社 2003年12月 当社入社 2020年1月 当社経営企画室 室長 2022年4月 当社執行役員 経営企画室 室長 2024年3月 当社常務取締役 経営企画室 室長 就任(現任) | 15,200株 |
| 【選任理由】 畑江一生氏を取締役候補者とした理由は、同氏はこれまでコンサルティング事業部及び経営企画室の責任者として長くその責務を果たし、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与できると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |
| 7 | やま もと かず お 山 本 和 生 (1978年5月29日) | 2000年4月 株式会社山陽地学入社 2000年12月 当社入社 2019年4月 当社コンサルティング事業部 東日本支社 支社長 2022年4月 当社執行役員 提携推進室 室長 2024年3月 当社取締役 提携推進室 室長就任 (現任) | 25,200株 |
| 【選任理由】 山本和生氏を取締役候補者とした理由は、同氏はこれまでコンサルティング事業部及び提携推進室の責任者として長くその責務を果たし、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与できると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式数 |
|--|-----------------------------------|--|--------------------|
| 8 | わたなべむねよし 渡邊宗義 (1978年10月10日) | 2007年12月 有限責任 あずさ監査法人入所 2015年10月 エレコム株式会社入社 2017年 7 月 株式会社ラクス入社 2020年12月 当社入社 2021年 9 月 当社経理部 部長 2022年12月 当社執行役員 経理部 部長 2024年 3 月 当社取締役 経理部 部長就任 (現任) | 11,000株 |
| <p>【選任理由】</p> <p>渡邊宗義氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士として専門的な見識及び経験を有している他、入社以来経理・財務の分野で責任者としてその責務を果たし、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式数 |
|---|----------------------|---|--------------------|
| 9 | 井上北斗 (1980年1月27日) | <p>2004年 4月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社</p> <p>2013年 9月 株式会社coromo 代表取締役就任 (現任)</p> <p>2013年11月 株式会社海外事業基盤 取締役就任</p> <p>2015年 3月 Intellectual Backyard株式会社 代表取締役就任</p> <p>2015年 7月 株式会社SHV 代表取締役就任 (現任)</p> <p>2015年10月 Angel Bridge株式会社 代表取締役就任</p> <p>2016年 2月 バイオス株式会社 社外取締役就任</p> <p>2016年11月 IoT Bridge株式会社 (現 Angel Bridge Deal-by-Deal Fund6号株式会社) 取締役就任 (現任)</p> <p>2017年 6月 株式会社シナプスイノベーション 社外取締役就任 (現任)</p> <p>2017年12月 羽田市場株式会社 社外取締役就任</p> <p>2018年 4月 Angel Bridge株式会社 代表取締役辞任 取締役就任</p> <p>2018年 6月 株式会社クロスリング 社外取締役就任</p> <p>2018年 8月 &IDOL株式会社 社外取締役就任</p> <p>2018年 9月 Animo株式会社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>2018年10月 株式会社W TOKYO 社外取締役就任 (現任)</p> <p>2018年10月 glafit株式会社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>2018年10月 WHITE CROSS株式会社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>2019年 3月 当社社外取締役就任 (現任)</p> <p>2019年 6月 株式会社レスタス 社外取締役就任 (現任)</p> <p>2019年 7月 株式会社iMAGINE-X 代表取締役就任 (現任)</p> <p>2022年 9月 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ 社外取締役 (現任)</p> | 8,800株 |
| <p>【選任理由及び期待される役割の概要】 井上北斗氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして当社の業務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただくことを期待したためであります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 株式の数 |
|--|-------------------------|--|--------------|
| 10 | 木 村 俊 雄 (1946年3月10日) | 1968年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 1999年 6月 伊藤忠商事株式会社 執行役員、常務執行役員、 鉄鋼部門長 2001年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社常務取締役 2003年 4月 伊藤忠丸紅テクノスチール株式会社 代表取締役会長 2006年11月 アサヒホールディングス株式会社 (現 AREホールディングス株式会 社) 取締役常務執行役員 2009年 8月 イノベーショントラスト株式会社 取締役 2013年11月 株式会社海外事業基盤 代表取締役 2014年 8月 株式会社大津ガスサービスセンター 代表取締役社長 2017年 1月 羽田市場株式会社 取締役 2021年 1月 フソウホールディングス株式会社 (現 フソウグループホールディング ス株式会社) 非常勤顧問 (現任) 2021年 6月 当社社外取締役就任 (現任) 2024年 6月 KYCコンサルティング株式会社 取締役 2025年 7月 KYCコンサルティング株式会社 非常勤顧問 (現任) | 一株 |
| <p>【選任理由及び期待される役割の概要】 木村俊雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして当社の業務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただくことを期待したためであります。</p> | | | |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 井上北斗氏、木村俊雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井上北斗氏、木村俊雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって井上氏が7年、木村氏が5年となります。
4. 当社は井上北斗氏、木村俊雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。これにより、各氏が任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失の無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
6. 当社は、保険会社との間で当社取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約の概要は、「4. 会社役員 の状況 (1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となり、本総会終結後に迎える当該契約の保険期間満了後も当該保険契約を更新する予定であります。

以上

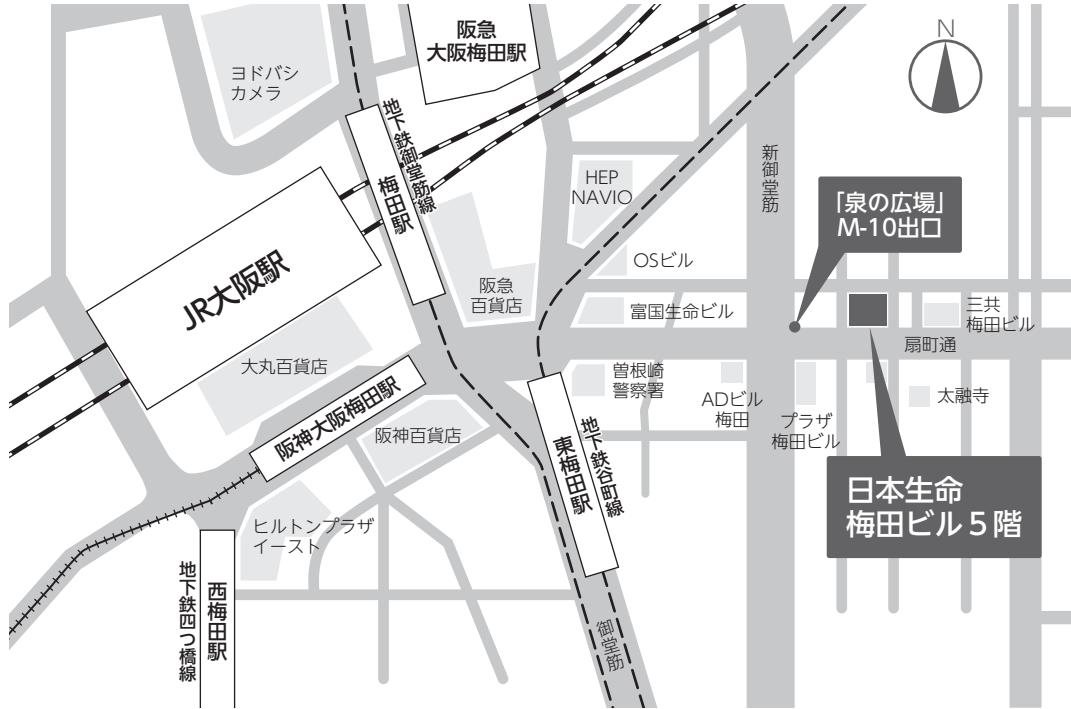
(ご参考) 第2号議案の承認が得られた場合の取締役・監査役のスキル・マトリックスは、以下のとおりです。

| 氏名 | 当社における現在の地位 | 当社が貢献を期待する分野 | | | | | | | |
|--------|-------------|--------------|------|-----------------|-------|------|----------------|-------------|------------|
| | | 企業経営 | 事業開発 | 営業戦略 マーケティング | IT・DX | 財務会計 | 法務 コンプライアンス | ESG SDGs | 労務 人材開発 |
| 中西 良祐 | 代表取締役 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 中西 美津代 | 取締役 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 上田 大介 | 取締役 | | ● | ● | ● | | | ● | ● |
| 金子 俊二 | 取締役 | | ● | ● | ● | | | ● | ● |
| 山口 哲央 | 取締役 | | ● | ● | ● | | | ● | ● |
| 畑江 一生 | 取締役 | | ● | ● | ● | | ● | ● | |
| 山本 和生 | 取締役 | | ● | ● | ● | | | ● | ● |
| 渡邊 宗義 | 取締役 | | | | | ● | ● | | ● |
| 井上 北斗 | 社外取締役 | ● | | ● | | | ● | | |
| 木村 俊雄 | 社外取締役 | ● | | ● | | | ● | | |
| 占部 裕二 | 監査役 | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| 長井 完文 | 社外監査役 | ● | | | | ● | ● | | |
| 村島 雅弘 | 社外監査役 | ● | | | | | ● | | ● |

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府大阪市北区堂山町3-3

日本生命梅田ビル 5階 AP大阪梅田東



- 交通
- JR「大阪駅」徒歩約10分
 - 地下鉄御堂筋線「梅田駅」徒歩約8分
 - 阪急「大阪梅田駅」徒歩約11分
 - 地下鉄谷町線「東梅田駅」徒歩約7分
 - 阪神「大阪梅田駅」徒歩約9分
 - 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」徒歩約12分
- 各駅より地下街ルートを通して「泉の広場」M-10出口をご利用ください。